

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

島根県

第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1. 現況

島根県の農業は、中国山地の山々からの豊富な水資源や肥沃な農地など地域資源を活用し、農山漁村地域の暮らしと密接な関わりの中で培われ発展してきた。

しかし、耕地面積は総面積の1割に満たず総じて経営規模が零細であり、加えて、農業者の高齢化や人口減少が進んでおり、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障や農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加とともに、中山間地域等においては農業生産活動の維持が懸念される状況となっている。また、環境への関心が高まる中、自然環境の保全に資する農業生産活動の推進が求められている。

そうした中、大規模化による生産性向上に取り組む認定農業者や、集落営農組織等による地域ぐるみでの農地・農業生産の維持、有機農業等環境に配慮した農業生産など、意欲的な取り組みが芽生えている。

今後は、こうした取り組みが県内各地に広がり定着するよう、地域の実情に即した担い手の育成や地域あげての多面的機能の発揮に向けた活動を進めていくことが必要である。

2. 目標

1を踏まえ、島根県においては、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理や担い手農家の負担軽減を図るため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下「法」という。）第3条第3項第1号に掲げる事業（以下「多面的機能支払」という。）を推進する。また、中山間地域等の条件不利地域では、集落における営農の継続や農地の維持及び集落機能等を強化していくために第3条第3項第2号に掲げる事業（以下「中山間地域等直接支払」という。）を推進する。さらに、自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着のため、「島根県『環境農業』推進基本方針」や「島根県有機農業推進計画」に基づく事業と一体的に法第3条第3項第3号に掲げる事業（以下「環境保全型農業直接支払」という。）を推進する。以上により、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、市町村が農業者団体等による各種の取組を促進すべきと考える区域を的確に設定することとしており、その際には、各市町村の実情に応じてその取組を実施している区域、及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めることとしている。
- 3 本県においては、以上を踏まえ、多面的機能発揮促進事業を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進計画において区域を設定するものとする。

- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町村内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

第3 促進計画の作成に関する事項

1 促進計画の区域について

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上または地番によりその範囲が特定できるように設定することとする。

2 促進計画の目標

必ずしも目標年次を定める必要はないが、事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施を促進する事業を記載することとする。

4 重点区域の区域

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上または地番によりその区域が明確となるよう設定することとする。

5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

市町村の判断により必要と認められる事項を記載する。

第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

1 第三者委員会に関する事項

本法に基づく施策が計画的かつ効果的に実施されるよう、県内における施策の点検及び効果の評価等を行うため、県段階に法第3条第3項各号の事業ごとに第三者委員会を設置する。

2 県内における推進体制の整備に関する事項

(1)「多面的機能支払」においては、島根県、市町村、農業団体等で構成する推進組織を設置し、事業の推進を図ることとする。

(2)「中山間地域等直接支払」においては、島根県、市町村等と連携し、情報の共有を図る体制を整備して、事業の推進を図ることとする。

(3)「環境保全型農業直接支払」においては、島根県、市町村、農業団体等と連携し、情報の共有を図る体制を整備して、事業の推進を図ることとする。

(4)(1)～(3)の推進にあたり、市町村においては、地域での調整や事務的支援を担う者の設置など多面的機能発揮促進事業を円滑に進める体制を整備し、県は、市町村の取り組みに対し支援に努めることとする。

3 関係者間における連携の確保に関する事項

農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等の多くの関係者との連携の下に行われるものであることから、県は、関係者間での情報共有等が行われるよう、その連携の推進に努めることとする。